

山城経営研究所 研修申込規約

申込者（以下、甲といいます。）は、以下の規約に同意の上、山城経営研究所（以下、乙といいます。）の研修に申込みます。

1. 本規約：

本規約には、甲が乙が実施する研修について、受講およびその申込に関する取引条件が規定されています。甲は、申込みの時点で本規約に同意したものとみなされます。また、甲は、受講者に対し、本規約において定める受講者の義務を遵守させるものとします。

2. 受講料金等：

- (ア) 乙が下記記載の期日に発行する受講料金（各種プログラムに記載）の請求書を送付した後、甲は請求書に記載の期日までに、乙の指定する金融機関の口座に振込送金で全額お支払いください。なお、振入手数料は、甲の負担となります。
- ① 20万円以上（消費税含む）の研修プログラム：研修の開講日をもって発行
 - ② 20万円以下（消費税含む）の研修プログラム：申込受領日をもって発行
- (イ) 甲は、受講者の一部が研修不参加の場合であっても、乙が本研修を実施した場合には、受講料金全額の支払義務を負います。
- (ウ) 研修会場までの交通費、自主研究における費用、および研修内で使用する機材（パソコン等）や資料印刷等は、別に定める場合を除き甲側でご準備ください。

3. 著作権等の帰属：

- (ア) 乙または研修の講師が使用・提供する教材（テキスト、レジュメ、DVD、カセットテープ、講義を収録・撮影した映像・写真または音声データ、その複製物。以下、まとめて「教材等」という）、案内その他の印刷物、ソフトウェア、デジタルデータ、その他一切の著作物（以下、「本件著作物」という）に関する著作権をはじめとする知的財産権、ノウハウ、肖像権は、乙または研修講師に帰属しています。
- (イ) 甲および受講者は、乙の事前の承諾なく、次の行為を行うことはできません。
- ① 甲または受講者の学習目的以外に、教材等および本件著作物を使用、複製、引用、翻訳、翻案、転載すること
 - ② 教材等を第三者に開示、頒布、譲渡、販売（オークションへの出品を含む）、贈与、貸与、送信（SNS等へのアップロードを含む）すること
 - ③ 教材等の全部または一部を改変したり、派生的な制作物を作成したりすること
 - ④ 講義内容を記録、収録（録画・録音等）すること

4. 個人情報・秘密情報 :

甲と乙は、研修の実施にあたり、研修中に入手した個人情報および秘密情報は互いに適切に管理し、研修の実施に必要な範囲を超えて当該個人情報・秘密情報を利用しないものとします。なお、乙は甲または受講者に対し、研修の実施に必要な範囲で、受講者に関する情報（職業、年齢、経験等）の提供を求めることがあります。受講生が研修中に開示された、または知り得た、乙および他の受講者、関係企業に関する技術情報、営業情報、個人情報、その他一切の非公開情報の漏洩防止措置のため、乙は受講者に個別に秘密保持誓約書の締結を求めることがあります。

5. 予期せぬ事態への対応 :

- (ア) 交通機関のトラブル（運休・遅延等）、台風・地震・火災・水害・停電等の災害及びテロ行為等が発生した場合、感染症の流行、乙の講師の不慮の事故・病気等、その他やむを得ない事情により、乙が研修の開催は不可能または困難と判断したときは、休講・講義日程の変更・担当講師の変更を行うことがあります。この場合において、甲または受講者に生じた損害に対して、乙は損害賠償責任を負いませんので、予めご了承ください。
- (イ) 公職就任等またはその他研修を行えないやむを得ない理由により講師が研修を辞退させていただく場合があります。その場合は、代替の講師のご提案・手配をさせていただきます。予めご了承ください。
- (ウ) 海外での研修が含まれる場合、渡航期間中の事故、疾病、犯罪等による損害について、乙に重大な過失がある場合を除き、乙は甲に一切の補償はいたしません。

6. 反社会勢力の排除 :

- (ア) 甲及び乙は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という）
 - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (イ) 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

7. 申込の拒絶、キャンセル（取引解除）：

- (ア) 甲または受講者より、開講日前にキャンセルの申し出があった場合は、下記の通りキャンセル料を申し受けます。
- ① 開講日の前日から起算して当社の定める 11 営業日まで：キャンセル料なし
 - ② 開講日の前日から起算して当社の定める 10 営業日以降：受講料金の 50%
 - ③ 開講日当日：受講料金の 100%
- (イ) 甲の経営、信用等に問題がある場合、その他研修への参加が不適当とみなされる場合は、乙の判断により、研修申込をお受けしない場合があります。また、申込をお受けした後または開講した後でも、次の号に該当する場合は、取引を解除することがあります。
- ① 甲または受講者が本規約に違反、または違反する行為をした場合
 - ② 甲の経営、信用等に重大な変動が生じた場合、または、そのおそれがある場合
 - ③ その他甲との取引を継続することが困難であると判断される重大な事由が発生した場合
- (ウ) 研修申込後、甲または受講者の都合により研修を中止する場合（甲または受講者の都合で研修実施が不可能となった場合を含む）は、「2. 受講料金等」にしたがい、全額負担していただいた受講料金は返金いたしません。

8. 免責：

乙は、乙の責めに帰すことができない事由により、甲、受講者または第三者に生じた損害について、債務不履行、不法行為その他の理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

9. 権利義務の譲渡等：

甲および受講者は、本規約上の地位に基づく一切の権利義務（研修を受講する権利を含む）を、乙の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡（売買・贈与含む）、名義変更もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

以上